

○播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱

令和7年3月27日要綱第21号

播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、播磨町（以下「町」という。）内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の充電ステーションを設置する者に対して、その経費の一部を補助することにより、電気自動車等の充電ステーションの普及を促進し、もって電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出の抑制に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車をいう。
- (3) 充電ステーション 電気自動車等に充電するための設備をいう。
- (4) 普通充電ステーション 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のものであって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(補助対象者等)

**第3条** 町長は、予算の範囲内において、次に掲げる要件を全て満たす者に対して、播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

- (1) 次項に定める充電ステーションを町内に設置しようとする者で、以下のいずれかに該当するもの
    - ア 町内に事業所、営業所等を所有又は賃借し、町内で事業を営んでいる法人又は個人
    - イ 町内にある共同住宅又はマンション等の管理組合法人又は管理組合の代表者
  - (2) 町税を滞納していないこと。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる充電ステーション（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 経済産業大臣が一般社団法人次世代自動車振興センターを補助事業者等として交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付の対象となる充電設備のうち、普通充電設備（充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドを除く。）であること。
  - (2) 補助金の交付を受けようとする者が自ら製造し、又は販売する製品以外であること。
  - (3) 設置時において新品であること。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付額は、補助対象設備の本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額とし、1基当たりの補助金の額の上限は20万円とする。なお、千円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、申請した日の属する年度の12月27日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置しようとする補助対象設備の仕様及び購入価格が分かる書類の写し
- (2) 設置場所の現況を示す写真
- (3) 設置工事内容が確認できる図面
- (4) 次のいずれかに該当する書類
  - ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書
  - イ 個人事業者にあっては、開業届及び確定申告書の写し
  - ウ マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類
- (5) 町税完納証明書
- (6) 設置場所が自己の所有する土地以外の場合にあっては、土地所有者の承諾書
- (7) 委任状（申請手続を他人に委任する場合に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請の受付は先着順とし、申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

(補助金交付決定等)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）によって補助申請者に通知する。

3 町長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。

4 第2項の補助金交付決定通知書を受けた補助申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

5 町長は、第1項の規定により補助金の交付が適当と認められないときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）によって補助申請者に通知する。

(計画変更又は中止)

**第7条** 補助対象事業者は、第5条の規定により提出した補助金交付申請書の内容を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第4号）を、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、事業中止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を計画変更承認通知書（様式第6号）又は事業中止承認通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。

3 第1項の申請は、代理人にさせることができる。この場合において、代理人は補助対象事業者による委任状を必要とする。

(設置工事の着手)

**第8条** 補助対象事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定の日以後、第5条の規定により申請した補助対象設備の設置工事に着手することができる。

(事業完了報告)

**第9条** 補助対象事業者は、第6条の申請をした日の属する年度の3月10日（その日が日曜日等に当たるときは、その日の直前の日曜日等でない日）までに、事業完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が分かる写真（本体及び型式が確認できるものを含む。）
- (3) 補助対象設備の保証書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの  
（補助金の額の確定）

**第10条** 町長は、前条の規定により事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、交付額決定通知書（様式第9号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

**第11条** 前条の通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

**第12条** 町長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用した場合
- (3) 町長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) その他この要綱に違反したと認められる場合

（補助金の返還）

**第13条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（事業完了後の監査）

**第14条** 町長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し補助対象設備の設置の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

（委任）

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

播磨町長

(申請者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先

播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金の交付を受けたいので、播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設置先住所		
設置場所の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
導入する充電設備		
メーカー名	型式	基数
工事着手日（予定）	年 月 日	
工事完了日（予定）	年 月 日	
購入本体価格	円（税別）	
補助金交付申請額 購入本体価格×1/2 （千円未満切り捨て）	円	

※ 事業完了報告書を交付申請日の属する年度の3月10日（その日が町の休日に当たる場合にあつては、その日前においてその日に最も近い町の休日でない日）までに提出すること。

(添付書類)

- (1) 設置しようとする補助対象設備の仕様及び購入価格が分かる書類の写し
- (2) 設置場所の現況を示す写真
- (3) 設置工事内容が確認できる図面
- (4) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人事業者にあつては開業届及び確定申告書の写し、マンション等の管理組合にあつては現在の代表者が選定されたことを証する書類
- (5) 町税完納証明書
- (6) 設置場所が借地の場合は、充電設備の設置に係る承諾書
- (7) 委任状
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

計画変更承認申請書

年 月 日

播磨町長

(申請者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定を受けた播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金について、交付申請内容の変更を行いたいので、播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

変更内容	
変更理由	

※変更後の内容が分かる書類を添付すること。

※変更箇所のみ入力してください。

様式第5号（第7条関係）

事業中止承認申請書

年 月 日

播磨町長

(申請者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定を受けた播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金について、交付申請内容の中止を行いたいので、播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

中止の理由	
-------	--

様式第8号（第9条関係）

事業完了報告書

年 月 日

播磨町長

(申請者)

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称

代表者名

担当者名

連絡先

年 月 日付け 第 \_\_\_\_\_ 号により補助金の交付決定（計画変更承認）を受けた播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金について、補助対象事業を完了したので、播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり報告します。

設置先住所		
設置場所の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
導入した充電設備		
メーカー名	型式	基数
工事着手日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
購入本体価格	円（税別）	
補助金交付額 購入本体価格×1/2 (千円未満切り捨て)	円	

(添付書類)

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が分かる写真（本体及び型式が確認できるもの）
- (3) 補助対象設備の保証書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様式第10号 (第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

播磨町長

(申請者)  
所在地 〒 \_\_\_\_\_

名 称  
代表者名  
担当者名  
連絡先

播磨町電気自動車等充電ステーション設置費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

請求金額		金										円	
振込先 金融機関		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協								<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所			
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	店番号							口座 番号				
フリガナ													
口座名義													